

施策2-2 感染症対策の推進

基本事業1 感染症予防のための普及啓発の推進

(主担当：健康増進課)

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）に規定されている感染症の患者が発生した場合、患者や家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。

1 感染症の予防事業

感染症発生時において、患者調査と家族、接触者検診の実施および感染拡大防止のための措置を講じました。

(1) 感染症発生状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

- | | |
|------------------------|--|
| ①一類感染症発生状況 | 0件 |
| ②二類感染症発生状況 (結核を除く) | 0件 |
| ③三類感染症発生状況 | 3件 (腸管出血性大腸菌感染症) |
| ④四類感染症発生状況 | 6件 (つづが虫病3件、レジオネラ症 2件、E型肝炎 1件) |
| ⑤五類感染症発生状況 | 33件 (梅毒 20件、侵袭性肺炎球菌感染症 5件、カルバペネム耐性腸内細菌感染症 4件、劇症型溶血性レンサ球菌感染症3件、侵袭性インフルエンザ球菌感染症1件) |
| ⑥新型コロナウイルス等
感染症発生状況 | 1,102件 (新型コロナウイルス感染症 令和5年5月8日から法的位置づけが5類相当に変わり、届出対象外になった) |

(2) 三類感染症発生状況の推移

種別 年度	三類感染症				
	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌 感染症 (保菌者含む)
令和元年度	—	—	—	—	14
令和2年度	—	—	—	—	9
令和3年度	—	—	—	—	6
令和4年度	—	—	—	—	8
令和5年度	—	—	—	—	3

(3) 行政検査実施状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	医療機関 からの依頼	他県からの依頼	家族及び接触者	菌陰性化検査	計
三類 腸管出血性大腸菌感染症	—	—	3 (2)	11	14 (2)

※ () 内は陽性者延数 (内数)

(4) 病原体検査実施状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

インフルエンザ	麻疹	風疹	日本紅斑熱	E型肝炎	新型コロナウイルス感染症	侵袭性肺炎球菌 他	計
5	3	1	1	1	1,442	14	1,467